

財務諸表に係る確認書

Kirayaka Bank

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月7日付金監第2835号）に基づく、当行の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確認書

平成29年11月21日

株式会社 きらやか銀行

取締役頭取 栗野 学

私は、当行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表・中間連結財務諸表の適正性、及び中間財務諸表・中間連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

以 上